

計算書類

2020年12月期(第7期)

自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

ビットバンク株式会社

貸借対照表

2020年12月31日 現在

ビットバンク株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	109,302,954	【流動負債】	107,880,321
現金及び預金	2,458,421	利用者からの預り金	31,847,307
預託金	31,112,235	利用者からの預り暗号資産	68,822,349
前払費用	33,738	借入暗号資産	5,669,068
暗号資産	75,698,357	短期借入金	500,000
その他	201	一年内関係会社 転換社債型新株予約権付社債	500,000
【固定資産】	92,274	未払金	153,743
有形固定資産	9,800	未払費用	111,833
建物附属設備	5,654	預り金	4,684
器具備品	4,146	未払消費税	51,271
無形固定資産	8,405	未払法人税等	220,062
ソフトウェア	8,405	負債の部合計	107,880,321
投資その他の資産	74,068	純資産の部	
関係会社株式	9,900	科目	金額
差入保証金	64,168	【株主資本】	1,509,899
		資本金	571,298
		資本剰余金	570,298
		資本準備金	570,298
		利益剰余金	368,302
		その他利益剰余金	368,302
		繰越利益剰余金	368,302
		【新株予約権】	5,008
		新株予約権	5,008
		純資産の部合計	1,514,908
資産の部合計	109,395,229	負債・純資産の部合計	109,395,229

損益計算書

自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

ビットバンク株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
【営業収益】		
受入手数料	1,788,662	
暗号資産売買等損益	1,001,556	2,790,218
【営業費用】		
支払手数料	43,186	
支払利息	55,370	
販売費及び一般管理費	1,515,770	1,614,327
営業利益		1,175,891
【営業外収益】		
受取利息	178	
新株予約権戻入益	534	
雑収入	1,415	2,128
【営業外費用】		
支払利息	15,170	15,170
経常利益		1,162,849
税引前当期純利益		1,162,849
法人税、住民税及び事業税	197,845	197,845
当期純利益		965,003

株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日

至 2020年12月31日

ビットバンク株式会社

(単位:千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	570,278	569,278	△596,701	542,855	5,410	548,266	
当期変動額							
新株の発行	1,020	1,020	-	2,040	-	2,040	
当期純利益	-	-	965,003	965,003	-	965,003	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	△402	△402	
当期変動額合計	1,020	1,020	965,003	967,043	△402	966,641	
当期末残高	571,298	570,298	368,302	1,509,899	5,008	1,514,908	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 暗号資産に関する会計処理の方法
 - (1) 暗号資産の期末評価
 1. 活発な市場が存在するもの
期末日の市場価格に基づく価額をもって暗号資産の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として処理しております。
 2. 活発な市場が存在しないもの
取得原価をもって貸借対照表価額としております。
 - (2) 利用者からの預り暗号資産に関する会計処理
利用者から預託を受けた利用者からの預り暗号資産は、貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。
 - (3) 暗号資産の取引に関する損益
暗号資産の取引に関する損益（評価損益を含む）は、損益計算書上、純額で暗号資産売買等損益に表示しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
器具備品	4～8年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

(社内における見込利用可能期間)
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
暗号資産 3,080,309千円
 - (2) 担保に係る債務
短期借入金 500,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,543千円
3. 関係会社に対する金銭債務
利用者からの預り金 43,514千円
一年内関係会社転換社債型新株予約権付社債 500,000千円
未払費用 3,770千円
4. 取締役に対する金銭債務 6,815千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
営業取引以外の取引による取引高
支払利息 6,004千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	5,455株	10株	-株	5,465株
A種優先株式	1,500株	-株	-株	1,500株

(変動事由の概要)

- 増加数の内訳は次のとおりであります。
- 新株予約権行使による増加 10株
 2. 当該事業年度末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
普通株式 842株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等であり、全額評価性引当額を計上しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(1) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、大部分を翌月現金又は預金にて支払っております。利用者からの預り金は主に法定通貨の入金等に伴う利用者からの一時的な預り金であり、市場変動リスクには晒されておられません。差入保証金は、主にクレジットカード会社への保証金等に関するものであり、相手先の信用リスクに晒されております。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

1 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスクの管理）

営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を行っております。

2 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

3 市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	2,458,421	2,458,421	-
(2) 預託金	31,112,235	31,112,235	-
(3) 差入保証金	64,168	64,168	-
(4) 利用者からの預り金	(31,847,307)	(31,847,307)	-
(5) 短期借入金	(500,000)	(500,000)	-
(6) 一年内関係会社 転換社債型新株予約権付社債	(500,000)	(500,000)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 差入保証金

クレジットカード会社への保証金等に関するものは、いつでも回収可能及び無金利であるため、当該帳簿価額によっております。その他に関するものは、短期間で決済されるものであり、無金利であるため、当該帳簿価額によっております。

(3) 利用者からの預り金

利用者から受入れている預り金であり、当事業年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(4) 短期借入金、(5) 一年内関係会社転換社債型新株予約権付社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表価額
関係会社株式	9,900

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関係会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	(株)セレス	被所有 直接 27.28%	役員の兼務	契約条件の変更(*1)	-	1年内関係会社転換社債型償還社債	500,000

取引条件及び取引条件の決定方法等

(*1) 社債の発行については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	139,048円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	176,872円42銭

(その他の注記)

1. 暗号資産に関する注記

期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額 6,876,008千円
期末日における利用者からの預り暗号資産の貸借対照表価額 68,822,349千円

自己保有暗号資産の内訳

暗号資産の種類	保有数量	貸借対照表価額 (千円)
活発な市場が存在する暗号資産		
ビットコイン (BTC)	2,130	6,077,484
ライトコイン (LTC)	5,789	71,907
リップル (XRP)	7,482,061	161,537
イーサリアム (ETH)	4,626	338,733
モナコイン (MONA)	371,921	49,652
ビットコインキャッシュ (BCC)	4,293	148,450
ステラルーメン (XLM)	2,276,449	28,241
合計		6,876,008

独立監査人の監査報告書

2021年3月10日

ビットバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 澤 幸之助 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 山 朋 也 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビットバンク株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上